

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	(株) 友水設計	茨城県石岡市若松 3-8-40-101
2. 指名停止措置期間	令和8年8月7日から令和8年12月6日まで（4か月）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する委託業務等	
4. 事実概要	(株)友水設計は、警察本部発注の「土浦警察署神立交番改修工事に伴う実施設計業務委託」を受注したが、業務を履行期間内に完了し目的物を引き渡すべきところ、正当な理由なく当該契約を履行せず、これにより発注者が当該業務委託契約の解除に至った。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）別表第3第18号「不正又は不誠実な行為」に該当する。 （稲敷市契約事務等に関する規程別表第3） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～17 （略）	
	（不正又は不誠実な行為） 18 別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
	19 （略）	